

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○土砂等搬入禁止区域の指定

○救急医療機関の認定

○特定計量器の定期検査の実施

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

○建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

## 告 示

## 告 示

○宮城県告示第五百三十六号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)第二十三条第一項の規定により、土砂等搬入禁止区域を次のとおり指定したので告示する。

令和四年七月十九日

## 一 土砂等搬入禁止区域の位置

宮城県七ヶ浜町東宮浜字東浦田五十六番三、五十六番八、五十六番九、五十六番十、五十六番十一、五十六番十二、五十六番十三、五十六番十五、五十六番十六、五十六番十七、五十九番一、五十九番二、六十番、六十三番、六十六番、六十七番一、六十八番、六十九番一、六十九番二、六十九番三、七十番六、七十一番二十六、七十二番、七十五番、七十九番、八十番、八十二番、八十三番一、八十三番三及び六十七番一地先から六十九番一地先までの道路敷並びに同字崩十番一、十番六、十二番一、十三番一、十四番一、十四番二、十七番、十八番、十九番、二十番、二十三番一地先

ページ

道路敷及び十番一地先から十番六地先までの水路敷

二 土砂等搬入禁止区域の面積

四二、〇五七・三九平方メートル

三 指定の期間

令和四年七月二十一日から令和五年一月二十日まで

四 指定の理由

一 の区域においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けずに土砂等の埋立て等が行われ、勾配が急な法面や締め固めが不十分な部分があり、当初の土砂等搬入禁止区域の指定期間である六カ月間を満了した後も、当該区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあり、引き続き存すると認められるため。

○宮城県告示第五百三十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

令和四年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙石病院	東松島市赤井字台五十三	令和四年七月十七日	令和七年七月十六日

○宮城県告示第五百三十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和四年 九月六日	東松島市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	東松島市役所本庁舎駐車場
同 九月七日	東松島市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	東松島市役所本庁舎駐車場

同 九月二十七日	南三陸町	歌	津	午前十一時から 午後二時三十分まで	南三陸町役場歌津総合支所
同 九月二十八日	南三陸町	志津川	川	午前十一時から 午後二時三十分まで	南三陸町総合体育館(ベイ サイドアリーナ)

○宮城県告示第五百三十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和四年七月十九日から令和四年八月二日まで縦覧に供する。

令和四年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	縦覧場所
発起人の住所及び氏名 塩竈市浦戸寒風沢字湊百三番地 長南 玉穂 塩竈市浦戸寒風沢字湊九十八番地 内海豊太郎	加入区 浦戸東部加入区 宮城県漁業協同組合浦戸東部支所 塩竈市浦戸寒風沢字湊百三十六の一

○宮城県告示第五百四十号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号(建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準)の一部を次のように改正し、令和四年七月十九日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

令和四年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号2(四)ロ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)違反」を削り、同号2(四)ロ中ニをホとし、ハをニとし、同号2(四)ロの次に次のように加える。

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)違反

役員等又は政令で定める使用者が懲役刑に処せられた場合は十五日以上、それ以外の場合で

役職員が刑に処せられたときは七日以上の営業停止処分を行うこととする。

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
多賀城市高崎三丁目三十四番、九十二番二

地域の名称

仙台市青葉区本町二丁目十六番十号

積水ハウス不動産東北株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
東松島市小野字中央三十番七、三十一番七、三十一番八の一部、三十一番九の一部、三十一番八

地域の名称

地先の道の一部  
東松島市矢本字上河戸八番地一

有限会社コミュニティ開発